

平成 29 年度 第六期西東京市地域自立支援協議会会議要旨

開催日時	平成 30 年 3 月 22 日(木)午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分
開催場所	田無庁舎 503 会議室
出席者	(委員) 海老澤委員、小川委員、川口委員、櫻井委員、関根委員、平委員、高田委員、高橋(加)委員、高橋(祥)委員、根本委員、山崎委員、山田委員、吉村委員、渡辺委員(五十音順) (欠席者) 清水委員 二宮委員 (事務局) 成田部長、青柳課長、飯島課長補佐、林係長、吉賀主査、菅主査、荻込主事、原埜相談員(障害者総合支援センター)
議題等	① 依頼状伝達式 ② 協議会委員自己紹介 ③ 会長・副会長互選 ④ 協議会の運営及び協議事項等について ⑤ 第 5 期西東京市障害福祉計画・第 1 期西東京市障害児福祉計画について(報告) ⑥ 泉小学校跡地活用(報告)
会議資料	<配布資料> 資料 1 地域自立支援協議会要綱 資料 2 第六期西東京市地域自立支援協議会委員名簿 資料 3 地域自立支援協議会の機能 資料 4 部会報告 資料 5 第 5 期西東京市障害福祉計画・第 1 期西東京市障害児福祉計画 資料 6 泉小学校跡地活用報告 資料 7 西東京市障害サービス事業所の状況
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
協議結果	① 会長を平委員、副会長を根本委員に選任。 ② 第 6 期は公開とする。 ③ 第 6 期では第 5 期に続き地域生活支援拠点整備について協議していく。協議会の中に差別解消支援地域協議会の機能を付加し協議していく。
協議内容	現状・課題・問題点・意見・提案・報告等
協議の概要	1、依頼状伝達式  市長挨拶 ○第 6 期では障害者差別解消協議会をこの自立支援協議会のなかに位置づける。西東京市で障害の方も含めた共生社会をつくっていく。国から示されている地域生活支援拠点、その西東京市バージョンをどのように実現していくか、各委員の専門的な立場でご協力賜りたい。  2、協議会委員自己紹介  3、会長・副会長互選 会長：平委員(会長挨拶) 副会長：根本委員(副会長挨拶)  (事務局職員紹介)  4、協議会の運営及び協議事項について

○会長

会議の公開非公開について委員にはかった結果、公開と決定する。

○事務局

協議会設置要綱の第2の所掌事項について(3)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(いわゆる障害者差別解消法)第17条第1項及び第2項に規定する事務に関することを追加した。障害者差別解消支援地域協議会の機能においては西東京市地域自立支援協議会の中に付することについて、前期協議会で了解があり要綱改正を行い、今回から成年後見センターリーガルサポートの会員である山崎委員に参加いただいた。第7、協議会は作業部会を置くことができる、について現在は相談支援部会、権利擁護部会、計画策定部会を設置している。今後、協議会に図りながら新たな部会設置についても検討していきたい。

○事務局

協議会の機能として第6期にお願いすることとして、国から各区市に設置が求められている地域生活支援拠点整備について第5期に引き続き議論いただきたい。協議会の中に差別解消支援地域協議会の機能を付加し、障害者の方から相談が入れば課で整理のうえ報告する。

○会長

事務局説明について質問、意見はあるか。

○委員

平成30年度は障害者基本計画の中間年の見直しがあり、自立支援協議会ではどのように関わっていくのか。

○事務局

西東京市は障害者基本計画の計画期間を10年間とし中長期の計画として位置づけしている。平成26年度から35年度を計画期間とし、平成30年度は5年目で中間年の見直しをすることになっており、改めて部会のほうも設置し、議論いただければと考える。(事務局)

○会長

次第5、第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画について報告をお願いします。

○事務局

資料5に基づき報告する。

## 第2章 西東京市の障害者をめぐる現状

・日中活動系サービス事業所は近隣他市と比べ少ないが、平成29年度初めにラシーネ(生活介護、就労継続支援)が開所した。これまで市内になかった自立訓練もYLひばりが丘カレッジが開始しサービス種別が増えた。

・計画策定にあたりアンケートを作成し7月から8月にかけて調査を実施し、ヒアリングを市内関係機関におこなった。

・アンケート、ヒアリングは本来であれば障害福祉計画にあわせて行うものであるが平成30年度には障害基本計画中間年の見直しを控えており、協議会、計画策定部会でも同じようなアンケートが毎年のように行われ非常に分かりづらいといった声もあることから、今回は障害福祉計画の策定に関わる設問内容とあわせて来年度見直しをする障害基本計画に関連する設問も実施した。

## 第3章 計画の基本的な考え方

本計画の3年間における重点推進項目を27ページであげている。

障害児福祉計画、障害者福祉計画にかかる重点推進項目について

### ① 障害のあるお子さんへの支援の充実

早期発見早期療育につなげるために児童発達支援の充実

ひいらぎのセンター化についての課題整理

医療的ケア児への支援の充実

	<p>発達障害への対応強化・・・ペアレントメンターの活動を TOSCA（東京都発達障害者支援センター）と連携して取り組む</p> <p>放課後デイサービスの質の向上</p> <p>障害児を支える家族への支援の充実</p> <p>② 地域で安心して暮らせる街づくりの推進</p> <p>国も施設から地域へを基本方針としている。今後もグループホームの設置を進めていく</p> <p>障害のある子供の地域への参加、インクルージョンの推進</p> <p>学校教育での理解推進、障害や障害のある人への理解推進</p> <p>③ 相談支援体制の充実</p> <p>計画相談支援、障害児相談支援の利用促進</p> <p>ワンストップ型の相談窓口機能の充実</p> <p>現在、西東京市では基幹型を障害福祉課に、相談支援センターえぼっくをワンストップ型の相談窓口として位置づけている。第3期の協議会で相談体制について議論しこの形になっている。</p> <p>地域活動支援センターも身体、精神、平成28年10月には知的の地域活動支援センターも開設された。ひいらぎでも子供に対する相談支援を行っている。相談の窓口が増えたのはいいが逆にどこに相談してよいか分かりにくくなったと言う声もある。</p> <p>こちらについてはこの期間のなかで一定程度整理をしてえぼっくの役割等についてももう一度検討していく必要があるだろう。</p> <p>④ 障害のある人の社会参加の推進</p> <p>西東京市では知的障害のある方に現在臨時職員で業務に携わっていただいている。</p> <p>市の取り組みによる障害者雇用の広がりといったことで、市でモデルケースとして事業実施し市内に広く進めていくべきと計画策定部会でも意見をいただいた。</p> <p>⑤ 障害者の高齢化への対応</p> <p>国の基本指針と西東京市の目標について</p> <p>西東京市において、地域生活支援拠点は面的整備を基本としてネットワークでこの機能を実現させていく方向である。</p> <p>第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保策</p> <p>実績から今後3年間の推計をしている。</p> <p>市内にはA型事業所がない為、実績は全て市外の事業所</p> <p>第5章 障害児支援の見込み量と確保策</p> <p>放課後等デイサービスは近隣他市に比べても整備が進んでいる。今後は質の確保、学童との役割について整理をしていくことが課題である。</p> <p>第6章 地域生活支援事業の見込み量と取組の方向</p> <p>地域生活支援事業については国が一定程度メニューを示し、詳細の事業運営、制度設計については市区町村、都道府県が地域の実情によって実施をするもので各区市によって様々な運用がなされている。</p> <p>第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画概要版は音声コードも入れ、12ページで作成している。</p> <p>○会長</p> <p>事務局から第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画について説明があったが質問等はあるか。</p> <p>○委員</p> <p>障害者数について特に精神障害者数が増加している。多岐にわたって手帳をお持ちの方がいると思うが、高次脳機能障害の人が精神手帳をとる場合があり、その</p>
--	--

方の数も含まれるため増加しているという理解でよいか。

○事務局

障害者数は手帳ごとのお持ちの方の数で実数は総合計より少なくなる。

精神手帳は発達障害や高次脳機能障害の場合も含まれる。そういった要因もあるが、社会環境の要因もあり精神障害の方自体も増えている。その中の発達障害、高次脳機能障害の方の数については持ち合わせていない。

○委員

ワンストップ型の相談窓口の解釈について説明をお願いします。

○事務局

計画策定部会最後の回でワンストップ型の相談窓口のことや、窓口が増え間口は広がったが、どこに相談してよいのか分かりづらいという意見をいただいた。西東京市でフレンドリーを作った時、えぼっくは今後の西東京市の相談の中心を担うだろう事を想定しつくった。障害種別に関わらずどんな相談でもえぼっくに来てもらえればというように。関係機関と連携しながら引き継ぐにしても、まずはえぼっくで受け止めましょう、というのがそもそもの設置目的だった。今回の計画期間の3年間の中で相談支援体制についても、地域生活支援拠点整備含め、検討し、こうした位置づけも明確化できるのではないかと、ワンストップ型をめざして検討できればよいかと考える。

○委員

平成30年度以降3年間の見込みのところでは精神の退院予想人数の根拠について説明いただきたい。

○事務局

地域移行支援は今のところ実績として数があがっていないというのがある。国も施設入所者や社会的入院といわれているような長期入院者について、必要な支援を受けながら地域で生活できるようにという目標を掲げている。明確な根拠があつての数字ではなく実績を踏まえたいという数字である。

○委員

利用する人にとってはワンストップ型であることは非常に重要で、たらい回しにされないというのはもちろん、相談員によって提供される情報が異なることも大事だと思う。それが実現されるためには情報の共有化、障害を持った方の情報をどこでも共有し分かるようにすることと、過去の履歴も含め情報も見られるというのと、相談員の経験に関わらず、必要な方に必要な情報を提供できる仕組みづくりが必要。個人情報の問題もあり難しいところもあると思うが、ワンストップができますよと場所をつくるだけでなく、そこにあるコンテンツをつくりあげていくことが必要と考える。

○委員

障害者権利条約第12条を鑑みると、障害を持った方の意思決定の支援をしていくという基本的な考え方があるが、相談支援を通じて情報を提供し本人の意思決定を支援するのか。意思疎通支援、具体的に言うと意思を表現する為の支援も入っているが、意思決定を支援する、つまり本人の思いを聞き取ってそれを反映する形を含めた形のトータルな意思決定を支援するのはこれから可能になっていくのか。

○事務局

具体的に今計画中的ということではないが、成年後見の部分だと、金銭管理だけでなく身上監護も含め非常に重要な事であり、講演会等を実施の他、弁護士会主催の研修会等を関係団体に紹介し、高齢者だけでなく障害者の方にも周知を図っているところである。講演会等に参加された方の意見を聞くと、司法書士の先生から非常に丁寧に説明いただき分かりやすかったという意見もいただいている。また、あんしん西東京でも成年後見の手続きの支援をいただいている。

次に意思疎通だが、意思疎通の為のコミュニケーション支援は実施しているが意思決定の部分はまだ明確にプログラム化されておらず、この3年間のなかで具現化できることがあれば取り組んでまいりたい。こうした成年後見だとか意思疎通、意思決定に関する支援については、障害のある方が、周りが決めたものでサービスを受けてきた措置の時代から支援費になり今の総合支援法になって、きちんと御自分の意思で事業者と対等な立場でサービスを受けるとというのが現在の仕組みであり、そこができるような形で、この協議会のほうでも御意見、御指摘いただきながら取り組んでいきたいと考えている。

○委員

成年後見で伝えればOKというのは代行決定になってしまう。後見人が関わって決定通知がきて、それはやはり御本人の意思にそって決定というより成年後見制度をベースにしての意思決定、そういう意味で基本的なのをやっていただけると。

○委員

新しい制度の見込み値の設定について、自立生活援助が少ないのはなぜか。就労定着支援も人数が少ないが、数字の根拠や就労支援センター一歩の方にもどのような見通しをたてているのか聞きたい。

○事務局

就労定着支援については、実際はもう少し利用される方が増えると考えている。就労移行支援から一般就労された方、移行支援としてのサービスが6ヶ月開けた方が定着支援で制度設計されているが、就労継続支援から企業就労された方にも対象が広がるところで、実際の数が増えてくるのではないかと。特に今、就労移行支援については障害者雇用促進法による障害者雇用率の増加を受け、障害があっても企業の中で戦力として活躍できる方は雇用のニーズが増え雇用動向が改善されている。民間の就労移行事業所は実践的な訓練、PCや面接等の取り組みをされていて、そこから企業就労された方は数字としてももう少し伸びてくるかと。就労定着支援を利用して就労定着される方については少し低めに見込んでいる。これから指定になる為、事業所があるわけではなく事業所数も見込めていない為、低めの数字に抑えている。

また自立生活援助も新規の事業であり、地域移行で一人暮らしをされる場合、支援機関が定期的な訪問等によって支援していくもので、グループホームから一人暮らしになり利用される新しい事業ということで若干少なめに見ている。

また同質のサービスとして地域移行もあり、どういった切り分けになるかといったことも注視したいところで若干低めになっている。

就労定着支援だが、事業所を卒業して企業就労すると就労定着支援のほうで、例えば就労移行とか就労継続の事業所を経ず、一歩のような就労支援センターから卒業された方については新しいサービスのほうではないのかと。こちらのほうは実際にスタートしてみても対象者像があきらかになってくるのかなと思っている。

○委員

定着支援事業が始まると、就労継続B型とか就労移行から就労された方が使うところだが、それ以外の特別支援学校等から就労された方は、一歩を利用されることになる。それは引き続き一歩でやっていく。来年度はアイオンも立ち上がる、その辺りの影響も出てくるのかと。

○委員

今後の就労定着支援事業所の開設、開所についてはどうか。

○事務局

就労定着の事業所については平成30年4月以降の指定なので、現在は0だが、この就労定着支援事業所として想定されているのが、就労移行や就労継続の事業所。そういった事業所が新たに就労定着の指定もあわせて取得することが予想さ

れ、まず当面は就労移行の事業所ということで、この4月に新しくできる就労移行事業所は、すぐ定着支援まではいかないのではないかと。現在、西東京市の就労移行事業所はさくらの園が1ヶ所だけなので、市内ではそこからなのかと。ただ市外の事業所を含めるとスタートから遠くないところでいくつかの事業所が立ち上がってくると考えている。

○委員

この就労定着事業を行う事業所ということか。

○事務局

はい、就労定着だけをやるということはありませんと考えるので。

○委員

言葉の使い方のイメージですが目標値ではなく見込み値なのか

○事務局

障害福祉計画で西東京市においては見込み量という言い方を第1期から使用している。障害福祉サービスの提供体制の確保ということで、例えば就労継続支援が目標として何人というより、今後どのような動向で利用される方が見込まれ、そこに対し市でニーズに応える方法としてどういうことを考えていくのか、どういうことができるのか、サービスを直接提供するのは事業者なので、行政としてどういったことができるのか、またどのくらいこの地域ではサービスが必要な方がいらっしゃるのかということを見込み量と確保策、方向性という形で示している。目標値としている自治体もあるが、西東京市の福祉計画では見込み量としている。

○委員

高齢障害者の問題、介護保険に移行するなかでの課題があり、介護保険のケアマネジャーの方の障害理解はなかなか難しいというのが他の市町村でも課題になっている。神奈川では現場サイドから研究をスタートしている状況だが、西東京市ではどういった対策を、高齢系の事業者に関わりだとか働きかけをしているのか。

○事務局

今回制度改正があった共生型ということでは、具体的な動きはまだない。ホームヘルプ等は障害の方も高齢の方も対応している事業者はいくつかあるが、通所系のデイサービス等は、今のところ両方別々の指定をとってやっているところはあるが、そこについて、今のところ明確な働きかけはまだやっていない。65歳の壁の問題について、今回1つは利用者負担の切り口からの制度改正もあり、ケアマネジャー云々というのは、やはり個々の利用者の方に対するフォローが必要なのだろう。

もう1点が、これまで慣れ親しんできた事業所から65歳を機に他に変わらなければならないことで、西東京市では介護事業所の数がかかなりあり、今後介護のほうとも調整しながら連携していきたいと思う。しかし、障害には障害の特性であったり、高齢には高齢の特性があり事業所毎に得意とする分野があるはずなので、こういった制度ができ、どちらも指定を受けやすくなったからといって、現在高齢の事業所が障害の指定をとり、今まで70代80代の高齢者の方を支援していたのを、もっと若い世代の方でニーズがどこまであるのかということを高齢側からすると考えなければいけないかと。障害の側から見たときに65歳過ぎた時に同じ事業所を利用することができるということでメリットはあるので、事業者とも話しをしながら進めていきたいと考えている。

○会長

それでは次第6泉小学校跡地活用（報告）について報告をお願いします。

○事務局

資料6に沿って事務局より説明。

泉小学校跡地活用方針に基づき、定期借地権方式により市有地を貸し付け、障害者福祉施設を整備運営する事業者を選定した。昨年の5月から9月にかけて地域住民との懇談会を実施、10月18日に公募要綱を公開し、事業者の説明会に3法人、応募書類提出が2法人。12月に1次審査2次審査を実施、12月26日に企画提案説明質疑を行い事業者選定を実施した。選定された事業所については社会福祉法人睦月会、西東京市内においても生活介護くろーばー、ケアホーム西東京といった事業を展開している法人である。提案の概要だが、法人から提案あった内容そのままであり今後実現に向け東京都と細かい調整がある。

こちらから必須でお願いしていた生活介護と就労支援系の事業、共同生活援助、短期入所、任意事業として重症心身障害児の放課後デイサービスを提案いただいた。

○委員

規模のわりには定員の数が少ないのではないか。

○事務局

面積に対して定員数を確保していただいている。とくに生活介護は障害の程度が比較的重度の方の日中活動であり、排泄、食事の支援等、人的パワーが必要であり、車いすを利用されている方も多く、1人あたりの活動の面積が多めに必要であり妥当である。

50年の一般定期借地になっており、今後長いスパンで西東京市として必要な支援をしていただける体制をつくることができると考えている。

○事務局

委員からの参考資料としてお子さんの高次脳機能障害のリーフレットを配布する。

○委員

このリーフレットについてだが、子供で交通事故や脳の病気の後、勉強ができなくなったり、じっとしてられない、こだわりが強くなり支障がでる、といったことがある。途中で支援校に変わり社会に出て不適應を起こすケースもある。学校でも問題になり東京都でリーフレットを作成したので知っておいていただきたい。

○事務局

次回開催について、協議会は概ね年2回開催するのが通例となっており、次回については会長副会長と相談し連絡する。

○会長

これをもって本日の会議は終了とする。